

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 行政及び地域社会の体制

1 熊野町の推進体制

熊野町として、本計画に基づく文化財の保存・活用、更には文化財を生かした観光振興やまちづくりを推進するため、第5章第5節「文化財の保存・活用の推進体制づくり」で示した措置の展開を図りながら、庁内連携体制の充実・強化とともに、文化財の所有者等や地域（地域団体等）との連携を進める。

（1）熊野町（行政）の体制

本計画に関係する又は連携を想定している庁内部署及び公共施設は、令和6年(2024)3月現在、次のようになる。

ア 関係する庁内部署

【総務部】

■産業観光課（文化財行政の主担当及び本計画推進の事務局）

職員数：4人、うち文化財担当1人（文化財の専門職員はいない。）

<担当事務>

- ・国際交流に関すること。
- ・商工業の振興に関すること。
- ・商工団体の育成及び指導に関すること。
- ・商工業者金融の円滑化に関すること。
- ・熊野筆の振興に関すること。
- ・筆の里工房に関すること。
- ・観光の振興及び拠点整備に関すること。
- ・広域文化交流に関すること。
- ・文化財の調査研究及び保護保存に関すること。

■政策企画課

<担当事務>

- ・企画会議、重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- ・広域行政、友好都市に関すること。
- ・情報施策の企画及び調整、情報公開に関すること。等々

■財務課

<担当事務>

- ・財政に関すること。
- ・資金計画に関すること。等々

【住民生活部】

■防災安全課

<担当事務>

- ・防災、災害対策及び消防に関すること。
- ・交通安全施策の企画、調整及び推進に関すること。等々

■生活環境課

＜担当事務＞

- ・コミュニティの振興に関すること。
- ・防犯に関すること。
- ・人権教育及び啓発に関すること。等々

【健康福祉部】

■健康推進課

＜担当事務＞

- ・母子保健に関すること。
- ・食育に関すること。
- ・健康増進の事業に関すること。等々

【建設農林部】

■建設課

＜担当事務＞

- ・道路、橋りょう、河川等の新設、改良及び維持補修に関すること。
- ・交通安全施設に関すること。等々

■都市整備課

＜担当事務＞

- ・都市計画の決定及び変更に関すること。
- ・都市計画事業に関すること。
- ・公園、都市緑地、広場の整備及び管理に関すること。等々

■農林緑地課

＜担当事務＞

- ・農林水産業の振興及び指導に関すること。
- ・緑化の推進及び森づくりに関すること。
- ・鳥獣対策に関すること。等々

【教育委員会教育部】

■教育総務課

＜担当事務＞

- ・学校教育に関すること。
- ・社会教育に関すること。
- ・青少年健全育成、人権教育、男女共同参画社会推進に関すること。
- ・文化の振興に関すること。等々

イ 関係する公共施設

■熊野町役場

所在地：熊野町中溝一丁目1番1号

＜施設概要＞

- ・本町の町政の中心となる行政機関。

■熊野西防災交流センター・熊野町公民館西分館

所在地：熊野町神田15番4号

＜施設概要＞

- ・熊野西防災交流センターと熊野町公民館西分館によって構成している。
- ・これまでの公民館の枠を超え、住民個々の学習活動のみならず多世代間の交流を積極的に促し、より地域を活性化させることに主眼を置いた交流拠点施設として運営している。
- ・熊野西防災交流センターのみでなく、安全・安心な場として遊具広場を整備している。

■熊野東防災交流センター・熊野町公民館東分館

所在地：熊野町初神三丁目 11 番 13 号

<施設概要>

- ・熊野東防災交流センターと熊野町公民館東分館によって構成している。
- ・東部地域の安全な避難場所を確保するための、防災の拠点となる施設である。
- ・この施設は平時には、地域コミュニティの場であるとともに、緊急時には避難場所としてペットの同行避難や乳幼児のいる世帯への配慮を兼ね備えた施設である。

■筆の里工房

所在地：熊野町中溝五丁目 17 番 1 号

※位置図は第 1 章第 3 節「4 文化財の保存・活用に関する公共施設」にある図 1-12 を参照…以下同様

<施設概要>

- ・この地域の特色を生かした筆の里づくりの中心的な役割を担う施設である。
- ・筆づくりの文化を発信し、筆にまつわる様々な芸術・工芸等の展示、収集等を行う筆の博物館。
- ・指定管理者（一般財団法人筆の里振興事業団）により管理・運営している。

■熊野町郷土館

所在地：熊野町中溝三丁目 12 番 26 号

<施設概要>

- ・先人の生活・歴史・人・産業・文化等を伝える用具や筆文化に関する用品を保存し、後世に伝えていく施設である。
- ・庭園には鬼瓦モニュメント、1 階には明治・大正の農工具、生活用品等が展示しており、入口すぐのギャラリーでは、「筆づくり」、「筆まつり」、「筆踊り」、「彼岸舟」等の映像を見ることができる。
- ・2 階には、昭和天皇が広島行幸時に使用された椅子や、郷土が誇る童謡作曲家の「坊田かずま」の遺品が展示してある。
- ・建物は、大正時代初期、町の中心街で栄えた造り酒屋、尺田酒造場を役場が譲り受けたもので、改築・整備の後に昭和 53 年(1978)に開館した。

■熊野町図書館

所在地：熊野町中溝一丁目 17 番 1 号

<施設概要>

- ・本のある暮らしや情報がもたらす安らぎのある暮らしを、住民みんなで共有できるような図書館サービスを行い、「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」の実現に寄与することを目指している。
- ・一般書架や閲覧コーナー、こどもコーナー、おはなしのへや、対面朗読室、新聞・雑誌コーナー等を設け、インターネットにも対応している。

- ・外観（屋根）は「本を開いた」形になっている。

■熊野町民会館（熊野町公民館・熊野中央防災交流センター）

所在地：熊野町中溝一丁目 11 番 2 号

＜施設概要＞

- ・熊野町公民館と熊野中央防災交流センターによって構成している。
- ・住民の生活・文化の向上と生涯学習センターとしての機能を果たすための施設である。
- ・住民に親しまれる公民館を目指し「教育の町 熊野」宣言の趣旨に沿って建設。
- ・学校・地域・関係機関との緊密な連携に努め、地域住民のニーズに応える運営と、地域課題解決のための学習の機会の充実を図っている。

■熊野中央ふれあい館

所在地：熊野町中溝四丁目 7 番 16 号

＜施設概要＞

- ・中心市街地である中溝地区一帯において、広く住民にふれあいの場を提供するために設置。
- ・中央ふれあい館は、福祉コミュニティの形成、地域住民の趣味及び文化活動の推進並びに健康増進等を図り、中心市街地の活性化を促進することを目的としている。

■熊野西ふれあい館

所在地：熊野町貴船 6 番 1 号

＜施設概要＞

- ・住み慣れた地域で世代を超えて、生き生きと健康に生活するために、介護予防事業、子育て支援事業、多世代交流事業及びボランティア活動の拠点として設置。

■熊野東ふれあい館

所在地：熊野町新宮二丁目 12 番 1 号

＜施設概要＞

- ・熊野町東部地域において、地域の保健・医療・福祉の拠点施設である東部地域健康センターと深原地区公園の一体的な整備により設置。

■くまの・こども夢プラザ

所在地：熊野町貴船 9 番 14 号

＜施設概要＞

- ・子育て支援、移住定住や就業支援など、様々な目的・機能を持たせた複合施設。

ウ 町内の関係機関（審議会）

本町が設置している機関のうち、文化財の保存・活用に関係する審議会をあげると、次のようになる。

■熊野町文化財保護審議会

- ・町長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して町長に建議する機関。

■熊野町都市計画審議会

- ・都市計画の決定、変更等をはじめとした都市計画に関する事項を調査審議させるための機関。

(2) 地域：町内の文化財に関係する住民・地域団体、関係団体等（民間）

ア 住民・地域団体、関係団体等

文化財の保存・活用に関係する地域団体・関係団体（民間）は、次のようになる。

■一般財団法人筆の里振興事業団

- ・筆を中心とした文房四宝に関わる書文化の調査研究及び公開に関する事業を通して、国際社会で日本の伝統文化の継承と創造に役立つ人材を育成しつつ、地域社会の文化的、経済的振興を図り、個性ある本町のまちづくりに寄与することを目的として設立された。

<事業内容>

- ・筆を中心とした文房四宝等並びに書画及び美術工芸品を収集、保管、及び展示すること。
- ・筆と筆文化についての文献収集及び調査研究並びに学習支援に関すること。
- ・筆と筆文化についての展覧会、講演会、創作・体験教室等の開催に関すること。
- ・筆産業及び文化芸術活動の振興並びに交流・関係人口の拡大等、まちづくりに資すること。
- ・上記のほか、筆の里工場の設置の目的達成に必要なこと。

■熊野町商工会

- ・「商工会法」に基づいて、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、地域の商工業者が県知事の認可を受けて設立されている法人。
- ・熊野筆の事業所と連携した取組や支援も行っている。

■熊野筆事業協同組合

- ・熊野筆の製造・販売及びそれに関連する事業を行っている組合員で構成された事業協同組合。
- ・組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、組合員の経済活動の向上に貢献している。

■自治会連合会

- ・自治会が互いに連携・協力し、単位自治会では対応できない地域の課題に広域的に対応するための町全体の組織。
- ・各自治会では、環境美化活動（ごみステーション・道路・河川・公園等、生活に身近な場所）、地域資源の活用、健康増進活動、広報紙等の配布、親睦行事等に取り組んでいる。
- ・萩原自治会では萩原散策推進の会を設け、「土岐の城（案内）マップ」を作成するなど、地域資源の活用等に取り組んでいる。

■熊野町郷土史研究会

- ・本町の歴史を現地の探索や史料の把握等を通じて調査研究し、その成果を公開している団体。
- ・これまでに『ふるさと熊野探訪』、『宮島と熊野筆』等、数多くの刊行物が出されている。

■坊田かずまの会

- ・本町出身の作曲家であり、教育の器楽合奏の先駆者でもある坊田かずまの顕彰と足跡

の調査・公開等を行う団体。

■くまの自然観察会

- ・本町の豊かな自然を愛し、楽しみ、親しんで活動している団体。
- ・「くまの自然観察会」と同会の講師で緑花文化士である富沢由美子氏により、町内で観察できる植物や昆虫、小動物を紹介した冊子「自然からの贈りもの」が刊行されている。

■くもの会

- ・様々なボランティア活動等を通じ、本町の元気なまちづくりに貢献することを目的に設立された団体。
- ・登山道の整備や案内表示板の修理・設置などにも取り組んでいる。

イ 文化財保存活用支援団体

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものである。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが求められる。

本町においては、上記の点を鑑み、本計画期間においてその必要性、可能性を勘案し、候補団体が見いだせた場合には、その団体と協議・調整し、指定に向けて取り組む。

なお、支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織等である。

（３）文化財の所有者等

本町の指定文化財の所有者は、寺社が最も多いが、町指定の記念物（植物）に関しては個人所有もある。また、無形の民俗文化財である「榊山神社神楽踊り」は、複数の地域団体が保持団体となっている。

未指定文化財については、本町が所有する建造物等もあるが、大半は個人や寺社、民間企業等の所有（管理）・保持となっている。

これらのうち、神楽・踊り等に関しては、演奏や踊り等の多くの担い手で成り立っている。同様に筆に関しても、伝統工芸士をはじめ伝統的な技術・技能を有する人、その他の従事者等によって生産され、技術の継承がなされている。

なお、文化財を把握した段階であり、所有者等が未確認なものもある。

いずれにしても文化財の所有者等は、数多くの主体からなる。

（４）町外の関係機関

本町の文化財の保存・活用に関係する町外の機関をあげると、次のようになる。

【国】

○文化庁

○文化財防災センター（独立行政法人国立文化財機構）

○その他事業に関係する国の機関

【広島県】

○広島県教育委員会文化財課

○その他広島県の関係部署

○今後、文化財の保存・活用で連携が期待される県外自治体（筆を通じた連携等）。

【市町村】

○今後、文化財の保存・活用で連携が期待される市町村。

【大学等研究機関】

○これまでに文化財の調査や計画の策定・作成、保存・活用に関わっている大学等研究機関（学識経験者）。

○今後、文化財の調査や計画の策定・作成、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関（学識経験者）。

【その他】

○広島民俗学会

・これまで同団体のメンバーが、本町の民俗芸能等の調査に関わっている。

○その他の団体

・今後、文化財の保存・活用において協力・支援が想定される団体。

・具体的には、対象とする文化財や保存・活用の内容等により検討する。

2 地域ぐるみの体制

本町では、住民・地域団体等の活動を支援しながら、協働のまちづくりを進めているが、文化財の保存・活用においても、協働を基本に地域ぐるみで取り組んでいくため、次頁の図のような関係する文化財の所有者等、住民・地域団体等、熊野町（行政）の連携を軸とした体制の構築を目指す。

こうした体制のもとに、国・県等関係機関、さらには町外の人々・団体を含め、多様な主体の協力により、文化財の価値の共有化を進めつつ、未指定を含む文化財の保存・活用を進める。

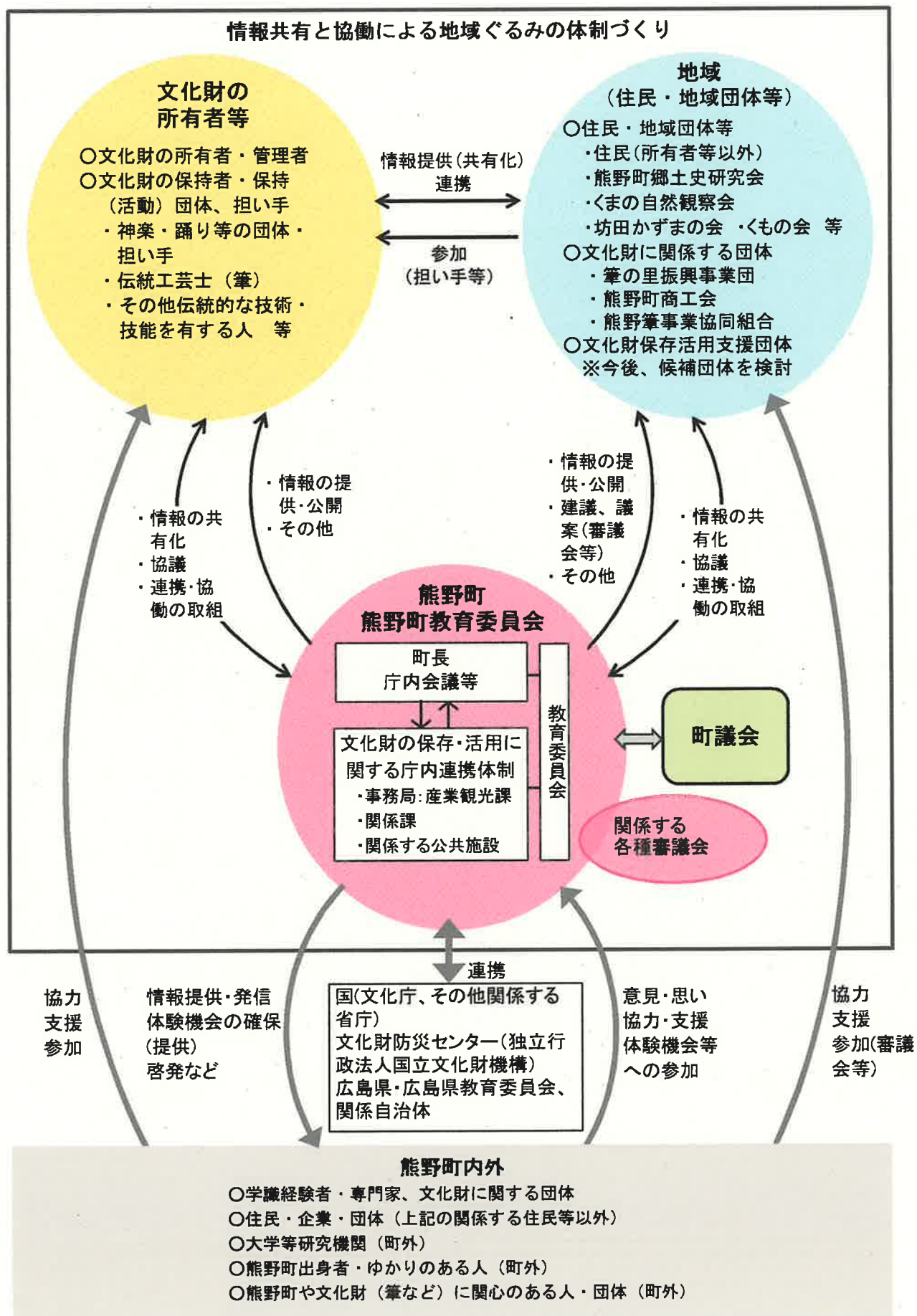


図 7-1 地域ぐるみの体制の基本的構成イメージ

第2節 計画の進行管理と体制

1 計画の進行管理の方法

本計画に関わる措置を具体化し、効果を発揮させるためには、措置等についての確に進行管理することが求められる。

その方法としては、下記の3段階（ステップ：本節「2 進行管理の体制と手順」を参照）で進行管理（経過観察）を行い、その結果をPDCAサイクルに反映することとする。

ステップ1：措置の実現状況の確認（点検）

ステップ2：実施した措置の妥当性・効果の確認及び評価

ステップ3：基本理念への寄与と改善点・課題の把握

これらのうち、ステップ1については原則、毎年度、ステップ2については前期・中期・後期の最終年度、ステップ3については中期及び後期の最終年度に行うこととする。

また、措置の実現状況や評価等については、庁内だけでなく、熊野町文化財保護審議会、その他の外部の意見把握を検討する。

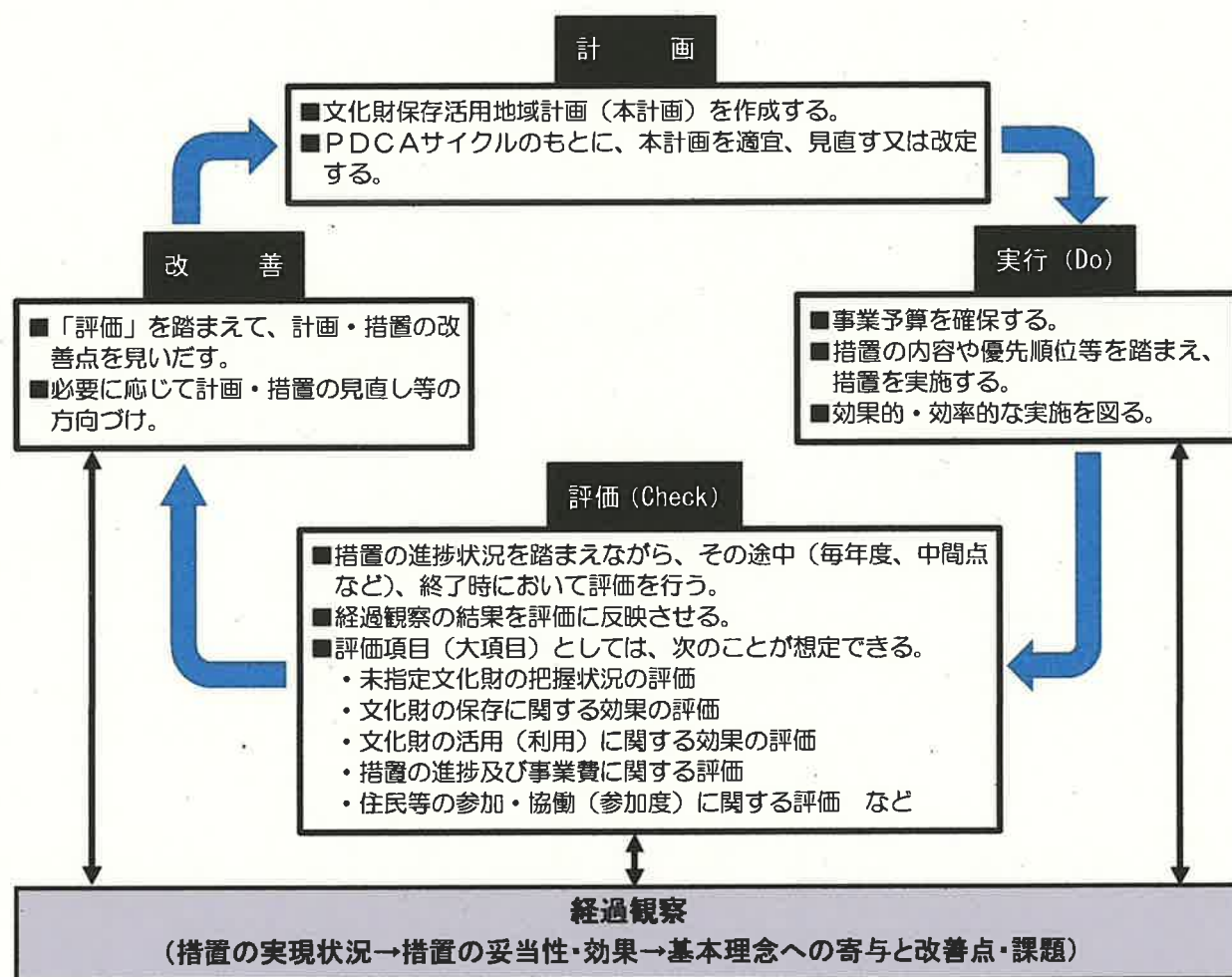


図 7-2 計画作成や措置の実施・評価に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

2 進捗管理の体制と手順

本計画の進捗管理である「経過観察とPDCAサイクルによる措置の実施状況等の確認と評価」は、文化財行政を担当する総務部産業観光課が事務局となり、関係課と連携して行う。

本計画の措置の中には、産業観光課以外が主担当となるものもあり、それらは担当課により経過観察（実施状況の有無や評価等）を行い、産業観光課が集約し、情報の共有化を図る。

また、経過観察の手順は次の図のとおりである。



図 7-3 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び体制

